

新滝ヶ洞溜池水質異常に係る今後の対応等についての表明

当多治見砂防国道事務所においては、東海環状自動車道の建設発生土残土処理場から生じた酸性水・自然由来重金属等を含有する浸出水が、岐阜県可児市久々利柿下入会地先の新滝ヶ洞溜池へと流入し、平成 15 年 4 月 26 日に魚類等の大量死が確認されて以降、学識経験者並びに地元関係者から構成される「新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会（以下「協議会」）」を通じ、技術的な知見等を得ながら、可児市とも協働して水質改善に向けた様々な対応を行ってきました。

この取り組みにより水質が概ね安定する効果が得られ、地元代表である久々利自治連合会からのご理解もいただき、令和 2 年 2 月 7 日には「環境保全管理協定書の締結についてのごお願い」として、現在の迂回水路の恒久設備化、建設発生土処理場における盛土部の管理等に対するご要望をいただきました。

このご要望をお受けし、恒久設備化等の具体的な対応を提案するなどの調整を進め、令和 2 年 3 月 31 日において、「滝ヶ洞水質異常に係る管理協定書（以下「協定書」）」を、地元久々利自治連合会会長、可児市長、当事務所長の 3 者にて締結するはこびとなりました。

また、この度、令和 2 年 6 月 17 日において、協議会委員長 佐藤様より、これまでの対応の結果を踏まえた「新滝ヶ洞溜池水質異常に係る事象収束提言書（以下「提言書」）」を取り纏めていただきました。

今後は、当該提言書を基に、協定書にて取り交わした様々な対応を引き続き取り組み、地域の方々が安心していただけるよう、誠意をもって対応していく所存です。

令和 2 年 6 月 17 日

中部地方整備局 多治見砂防国道事務所
所 長 植野 利康